

## 年会費に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会規程第30条に定める徳島県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会（以下「県協議会」という。）の年会費について、必要な事項を定めるものとする。

### (会員)

第2条 県協議会に入会しようとする団体は、県協議会規程第5条により入会することができる。

### (会費)

第3条 年会費は、総会において定めた会費を毎年度の8月末までに納入しなければならない。

### (退会)

第4条 県協議会の会員の退会については、県協議会規程第7条によるものとする。

### (会費の返還)

第5条 前条の規程により、年度途中で退会した場合でも、会費は返還しない。

### (補則)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

### 附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

## 年会費に関する申し合わせ事項

- 1 年会費の額は、会員数を積算の根拠として、次のとおりとする。

会 員 数	年会費額	備 考
1人から100人まで	1,000円	
101人から200人まで	2,000円	
201人から400人まで	4,000円	
401人から600人まで	6,000円	
601人から800人まで	8,000円	
801人から1,000人まで	10,000円	
1,001人以上	12,000円	

- 2 年会費額の確定は、次のとおりとする。

- (1) 役員選任時期ごとに年会費額を見直す。
- (2) 積算の根拠となる会員数は、会費納入前年度の会員数とする。ただし、加盟年度に設立された総合型クラブは、加盟時点の会員数とする。

- 3 年会費の納入方法は、次のとおりとする。

- (1) 振込納付

加盟認定後に加盟クラブ宛に送付する振込み依頼書により、金融機関からの振込みにより納付する。

- (2) 持参

事務局へ直接持参し納付する。

- 4 県協議会の事業を行うために特別の費用を必要とする場合、総会の議決により臨時会費を徴収することができる。

また、特別の会費の納入については、前条に定める方法による。

- 5 加盟クラブが地震・津波・台風などの自然災害及びその他非常事態により損害を受けた場合、常任理事会の承認により年会費を減免することができる。